Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

第6回川崎市地域文化財　募集案内
～川崎市地域文化財顕彰（けんしょう）制度～

地域の宝を発掘しよう!!

身近なところに文化財がたくさん眠っています。

近所の
お祭りは？

学校の
記念碑は？

お地蔵さん
があるよ！

川崎市文化財保護推進キャラクター　シッシー君

［推薦期限］

令和5（2023）年6月30日（金）【必着】

［推薦に必要な書類］

①推薦書（第1号様式）
②推薦する文化財の詳細がわかる資料
（写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など）
③推薦団体の規約や活動状況に関する資料
④同意書（第2号様式）

※詳しい手続き等は、2ページをご覧ください。

令和5（2023）年3月

川崎市教育委員会

川崎市地域文化財顕彰（けんしょう）制度とは

文化財は、歴史の中で自然環境や社会、生活を反映しながら育まれ継承されてきた地域の財産です。文化財の中で特に重要なものは国や県、市が指定・登録等を行い、保護しています。川崎市内では、現在169件の文化財について指定・登録等を行い、文化財の保存と活用に努めています。

一方で、指定・登録等をされていない文化財の多くは、十分に把握されておらず、知らないうちに失われたり壊れたりする危機に瀕しています。

川崎市地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指します。

〈川崎市内の文化財〉

法令・条例等で保護

国指定文化財	18件
県指定文化財	27件
市指定文化財	116件
国登録文化財	7件
県選択無形民俗文化財	1件

令和5(2023)年3月現在　計169件

その他、指定・登録等されていない多くの未指定文化財があります。

〔地域文化財の候補〕

川崎市域の人と自然、人と人とのかかわりの中で生まれ、衣食住などの人々の生活の移り変わりがわかるものが対象です。その他、川崎市の自然・地形・街道の街並み等、文化財の周辺環境も含まれます。

すでに、国・県・市で指定・登録等され、保護の手段が講じられている文化財は除きます。また、対象となる文化財は、概ね５０年を経たものとします（記念物や文化的景観以外）。

地域文化財顕彰制度と文化財保護法・条例に基づく指定等の制度との違い

制度の区分	根拠法令等	指定等の要件・目的	制約等	補助・助成
国指定文化財	文化財保護法	国民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更や修理、輸出の許可を要する。	保存修理や防災への経費補助、買い上げ、税制上の支援
県指定文化財	神奈川県文化財保護条例	県民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更、修理等に制限	保存修理や防災への経費補助
市指定文化財	川崎市文化財保護条例	市民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。		
国登録文化財	文化財保護法	国民にとって保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて緩やかな保護措置を講じる。	外観の変更制限 現状変更等の届出	保存修理のための設計管理への経済補助、税制上の支援
県選択文化財	神奈川県文化財保護条例	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択し、記録作成、保存、公開する。	保持者の氏名等の変更の届出	公開、記録作成、保存、公開への経費補助
川崎市地域文化財	**川崎市地域文化財顕彰制度要綱**	**法・条例による指定等を受けていない文化財を顕彰・記録することによって活用を図る。**	**現状変更等の届出** **※行為の制限はありません。**	**金銭的な支援はありません。**

地域文化財の決定方法

4月～6月
- **顕彰候補の募集**

→

7月～10月
- **推薦内容の確認**
- **文化財審議会からの意見聴取**

→

11月～12月
- **地域文化財の決定・公表**

地域文化財として顕彰されると…

○川崎市教育委員会のウェブサイトやパンフレットなどにより広報を行います。
※ただし、文化財の公開については、所有者の希望により非公開とする場合もあります。

○管理や現状変更等について、専門家の指導・助言を受けることができます。
※補助金などの金銭的な助成はありませんが、顕彰・広報により地域文化財に光をあてるとともに、教育委員会による調査や記録、所有者・管理者への積極的な助言などによって地域文化財の保存と活用を図ります。
※場所を移したり修理等を行ったりする際の制限はありません（届出のみお願いします）。

地域文化財の推薦方法

〔推薦期間〕　令和5(2023)年４月１日～６月３０日【必着】

〔推薦できる方〕　○対象文化財の保存や活用にかかわりのある市民団体
※文化財の所有者を含め、個人からの推薦は受け付けませんが、個人所有のもので地域の歴史を知るために地域文化財としてふさわしいものがありましたら、教育委員会事務局文化財課へご相談ください。
※地域の郷土史会、文化財ボランティア団体、町内会等で法人格のない団体でも推薦できます。

〔推薦に必要な書類〕
1　川崎市地域文化財推薦書（第１号様式）
※５件以内を目安にご推薦ください。多数の文化財の推薦をお考えの場合は、文化財課にご相談ください。
2　推薦する文化財の詳細が分かる資料
（写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など）
3　推薦団体の規約や活動状況に関する資料
4　文化財の所有者の同意書（第２号様式）

※推薦にあたっては、原則として所有者の同意が必要です（推薦者が所有する文化財の場合は必要ありません）。
※寺社の文化財を推薦する場合は、寺社の代表の方（代表役員・住職・宮司など）の同意が必要です。
※第１号様式・第２号様式は川崎市教育委員会のウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121869.html

〔推薦書等提出方法〕
次の提出先あてにご郵送いただくか、直接お持ちください。
また、インターネットの専用ページからもご提出いただけます。
詳しい情報は右のアドレスにアクセスしてご覧ください。

https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000140909.html

〔提出先・お問合せ先〕
〒210－0004　川崎市川崎区宮本町６番地
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課　あて
電話　０４４-２００-３３０５　E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

／地域文化財の一部を紹介するっシー☆彡

有形文化財

建造物
能満寺本堂【高津区】

彫刻
木造蛙彫刻【多摩区】

古文書
菅村絵図【多摩区】

工芸品
堰稲荷神社半鐘【多摩区】

歴史資料
御幸中学校三樹苑記念碑【幸区】

考古資料
大戸神社板碑断片【中原区】

無形文化財

ひとみ座乙女文楽【中原区】

＼地域文化財一覧／

これまでに顕彰された
地域文化財の詳しい内容は
ウェブページでご覧ください。

無形民俗文化財

川崎古式消防【川崎区】

長尾神社射的祭【多摩区】

谷戸地区のどんど焼き【麻生区】

有形民俗文化財

橘樹神社の狛犬【高津区】

鳥海家大工道具【麻生区】

影向寺手水鉢【宮前区】

記念物

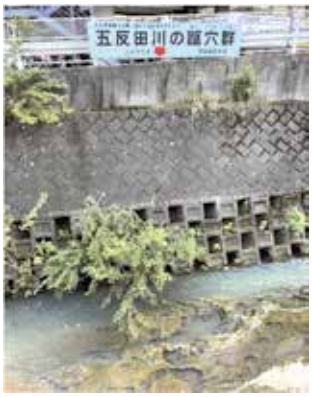

地質鉱物関係
五反田川の甌穴群【多摩区】

遺跡関係
海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊地下壕【高津区】

動植物関係
溝口神社長寿けやき【高津区】

文化財の種別と内容

種　別	内　容
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料 ※川崎市の歴史と関係のない美術品などは、原則対象となりません。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などで市民生活の推移の理解に役立つもの
有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋などの物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの
記念物	①　遺跡関係…古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ②　名勝地関係…庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地 ③　動植物及び地質鉱物等
文化的景観	地域における人々の生活または生業、地域の風土により形成された景観地で地域の生活または生業の理解に役立つもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
文化財保存技術	市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能

川崎市地域文化財顕彰制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（地域文化財の対象）

第２条　地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）、神奈川県文化財保護条例（昭和３０年神奈川県条例第１３号）及び川崎市文化財保護条例（昭和３４年川崎市条例第２４号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

（１）有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

（２）無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

（３）無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

（４）有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

（５）記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

（６）記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

（７）記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

（８）文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

（９）伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

（10）文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能

（地域文化財候補の選出）

第３条　地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

（１）市民団体等

（２）市内各区役所

（３）川崎市文化財審議会委員

２　前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第１号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

３　推薦者は、同意書（第２号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第４条　地域文化財の決定は、教育長が行う。

２　教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第５条　前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第３号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第６条　地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

２　所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

３　教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）
第７条　地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第４号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。
（現状変更及び所在変更の届出）
第８条　地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第５号様式）により、教育長に届け出るものとする。
（所有者・管理者等の変更）
第９条　所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第６号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。
（証書の再交付）
第１０条　所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第７号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。
（地域文化財の顕彰）
第１１条　教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。
（地域文化財の記録）
第１２条　教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第８号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。
（地域文化財の決定の取消）
第１３条　教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。
（１）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。
（２）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。
（３）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。
２　教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。
（１）所有者等からの申し出があったとき。
（２）前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。
３　教育長は、前２項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書（第９号様式）により、所有者等に通知するものとする。
（事務の所管）
第１４条　顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。
（その他）
第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。
附　則（平成３０年１１月１日教育長決裁　３０川教文第６８０号）
この要綱は、決裁の日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

編　集　　川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
住　所　　〒210-0004　川崎市川崎区宮本町６番地
電　話　　044-200-3305
メール　　88bunka@city.kawasaki.jp

川崎市地域文化財一覧

（第１回63件、第２回68件、第３回28件、第４回31件、第５回23件　計213件）

所在区	件　名	回
川崎区	大師稲荷神社本殿及び拝殿	5
	若宮八幡宮境内の石橋	5
	絹本着色釈迦三尊十六善神像	1
	ゐのくち式ポンプ	1
	芭蕉「麦の穂を」の句碑	2
	大島八幡神社新田開発の碑	5
	大島八幡神社温故知新の碑	5
	吉澤寅之助筆伝桃命名由来の扇面	5
	川崎大師平間寺海苔養殖紀功之碑	5
	川崎大師平間寺九橋の碑	5
	川崎大師平間寺種梨遺功碑	5
	若宮八幡宮神楽	1
	川中島囃子	1
	中島八幡神社囃子	1
	大師古民謡	1
	若宮八幡宮囃子	1
	川崎稲毛神社山王囃子	1
	川崎古式消防	1
	藤崎の石造願掛地蔵尊像	2
	大島八幡神社の狛犬	5
	塩釜神社の狛犬	5
	水神社の石造道祖神	5
	田町稲荷神社の手水石	5
	伝十郎桃	1
	長十郎梨	2
	稲毛神社御神木大銀杏	4
幸区	木造地蔵菩薩坐像	1
	銅造千手観音坐像懸仏	1
	記念碑「樋誌」	2
	陸軍第101連隊（通称東部62部隊）関係名簿	2
	陸軍東部62部隊兵士のハガキ	5
	御幸中学校三樹苑記念碑	4
	戸手中部囃子	1
	秩父順禮供養塔（道標）	1
	石造本田地蔵尊像	2
	御嶽神社道標	2
	古川神明神社庚申塔	2
	塚越古墳	2
中原区	大戸神社社殿	1
	ピンスケ大戸稲荷社	1
	神地神明神社社殿	1
	伝・八百八橋の橋板	1
	神地神明神社鳥居	2
	泉澤寺鐘楼	2
	紙本着色地獄絵図　附　紙本着色九相図	1
	絹本着色仏涅槃図	1
	原家文書	1
	安楽寺文書	2
	内藤家文書	3
	大戸神社板碑断片	2
	石碑「平和の礎」	1
	陸軍軍用地境界標	1
	大戸神社石造11社合祀記念碑	2
	海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊境界標柱	2
	本村稲荷神社祠	4
	ひとみ座乙女文楽	1
	下小田中菊花会	1
	中丸子神明大神のおびしゃ	1
	大戸神社祭囃子	1
	宮内祭囃子	1
	神地祭囃子	1
	大戸神社狛犬	1
	大戸神社宮殿入木造僧形立像	2
	大戸神社石造八臂弁財天像塔	2
	大戸神社庚申塔	2
	大戸神社石造堅牢地神像塔	2
	大戸神社石造八臂馬頭観音像塔	2
	大戸神社扁額	2
	大戸神社石造天満宮塔	2
	柳原の地蔵尊像群	3
	下小田中の齋の神の碑	4

所在区	件　名	回
	新城安養寺の力石	5
高津区	橘樹神社社殿	1
	新作八幡宮石柱	1
	氷川神社祠	2
	溝口神社水屋（手水舎）	2
	溝口神社水神宮	2
	神明神社祠	2
	新作八幡宮拝殿	2
	千年神社社務所	2
	能満寺本堂	3
	下作延神明神社幟支柱	3
	上田文書	1
	津田山碑	2
	津田興二氏頌徳碑	2
	陸軍軍用地境界標	2
	杉山神社追悼碑	2
	千年神社棟札	2
	下作延神明神社大震災記念額	3
	杉山神社紀元二千六百年記念樹碑	3
	千年神社征清従軍紀念碑	3
	杉山神社向拝敷石土留碑	3
	橘樹神社日本武の松の歌碑	4
	橘樹神社橘比売命神廟の碑	4
	千年神社「敬し」の句碑	5
	諏訪神社祭囃子	1
	宇奈根地区の稲荷講	2
	下作囃子連	2
	下作延神明神社手水鉢	1
	末長杉山神社扁額（杉山大明神）	1
	末長杉山神社扁額（神明宮）	1
	末長杉山神社手水鉢	1
	末長杉山神社力石	1
	氷川神社扁額	2
	神明神社幟（奉納五良大権現）	2
	神明神社幟（奉獻神明宮）	2
	新作八幡宮手水鉢	2
	千年神社手水鉢	2
	杉山神社伊勢太々講紀念奉納碑	3
	杉山神社伊勢太々奉奏記念碑	3
	千年神社石坂供養碑	3
	橘樹神社の狛犬	4
	新作八幡宮の幟	5
	末長杉山神社の狛犬	5
	新作八幡宮の祭礼記録	5
	旧平瀬川の流路跡と中原堰の遺構	2
	海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊地下壕	2
	溝口神社長寿けやき	2
宮前区	お化け灯籠	1
	芭蕉「春の夜は」の句碑	2
	影向寺影向石碑	4
	木造女神坐像	5
	木造如来坐像	5
	有馬大正踊り八木節	1
	土橋万作踊り	1
	白幡八幡大神平囃子	1
	「神功皇后と武内宿禰」の家型大絵馬	1
	等覚院手洗鉢	1
	影向寺手水石	2
	影向寺力石	2
	王禅寺道の道標（庚申塔）	4
	王禅寺道の馬頭観音（道標）	4
	馬絹平台の庚申塔	5
	影向寺乳イチョウ	3
多摩区	堰稲荷神社社殿	1
	中野島稲荷神社祠（文化6年銘）	1
	中野島稲荷神社祠（嘉永6年銘）	1
	中野島稲荷神社幟支柱	1
	堰稲荷神社稲荷社祠	2
	堰稲荷神社神明社祠	2
	堰稲荷神社鳥居	2
	中野島稲荷神社社殿	2

所在区	件　名	回
多摩区	長尾神社石祠	3
	旧小泉橋の桁と親柱	3
	木造蛙彫刻	1
	堰稲荷神社半鐘	2
	堰稲荷神社鬼瓦	3
	中野島稲荷神社御嶽山代参日待連名簿	3
	菅村絵図	3
	算額	1
	堰稲荷神社鑿井記念碑	2
	堰稲荷神社架橋記念碑	2
	中野島稲荷神社棟札	2
	畑権助辞世碑	3
	旧生田出張所明治三十七八年戦役紀念碑	3
	旧生田出張所日露戦役陣亡軍人忠魂碑	3
	旧生田出張所慰霊碑	3
	中野島稲荷神社明治卅七八年戦役記念碑	3
	中野島稲荷神社二樫樹奉納碑	3
	中野島稲荷神社献魂碑	3
	堰稲荷神社日露戦役記念碑	3
	生田緑地D51形蒸気機関車	3
	大典記念修路之碑	4
	長尾神社射的祭儀式記録	4
	登戸敬神講	1
	菅祝唄	1
	登戸古民謡	1
	五反田節	1
	宿河原囃子	1
	登戸台和地区の歳の神	2
	長尾神社射的祭（マトー）	4
	蚕影山祠堂関係資料	1
	中野島稲荷神社手水鉢	1
	中野島稲荷神社扁額（明和9年銘）	1
	中野島稲荷神社扁額（安政5年銘）	1
	中野島稲荷神社厨子	2
	中野島稲荷神社木造白狐像	2
	堰稲荷神社扁額	3
	榎戸の庚申塔	3
	長尾神社の手水鉢	4
	登戸光明院の六字名号塔群	4
	旧陸軍登戸研究所の遺構群	1
	五反田川の甌穴群	2
麻生区	金神神社木造大黒天像	2
	志村家文書	1
	宮野家文書	2
	梶家文書	2
	鳥海家文書	2
	捨馬禁止の高札	2
	徒党禁止の高札	2
	旧神谷歯科	4
	上・下地区のどんど焼き	4
	谷戸地区のどんど焼き	4
	川井田地区のどんど焼き	4
	麻生不動院のだるま市	5
	向原の石造弁財天像	1
	琴平神社手水舎	2
	琴平神社本殿狛犬	2
	鳥海家大工道具	2
	香林寺最勝散版木	2
	西光寺の石薬師	4
	川井田の辻のセエノカミ（賽の神）	4
	川井田の辻の地蔵菩薩	4
	川井田の辻の巡拝塔	4
	川井田の辻の馬頭観音	4
	川井田の畑の巡拝塔	4
	川井田の畑の庚申塔	4
	本村橋の袂の馬頭観音	4
	谷戸の辻の地蔵念仏供養塔	4
	谷戸の辻の庚申塔	4
	谷戸の辻の光明真言供養塔	4
	谷戸の辻の巡礼塔	4
	千代ヶ丘小学校五色八重咲散椿	5

有形文化財	無形文化財	無形民俗文化財	有形民俗文化財	記念物